

# 監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人福岡教育大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

## 1. 監査の方法及びその内容

国立大学法人福岡教育大学監事監査規程に基づいて、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、事務局その他の主要な部門において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

## 2. 監査の結果

- （1）国立大学法人福岡教育大学の業務は法令等に従って適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- （2）内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘する事項はありません。役職員等は、「豊かな知を創造し、力のある教員を育てる」という大学の基本目標を共有し、より一層の相互理解と意思疎通を図って実現に向けて取り組んでいただきたい。
- （3）役員の仕事の執行に関し、不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- （4）事業報告書は、国立大学法人福岡教育大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- （5）財務諸表等については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年6月19日

国立大学法人福岡教育大学

学長 櫻井 孝俊 殿

監事 石村 國芳

監事 藤田 和子

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。